

宍粟市文化財保存活用地域計画（案）に関するパブリックコメント実施要領

1. 案件名

宍粟市文化財保存活用地域計画（案）に関するパブリックコメント

2. 募集期間

令和7年6月9日（月）から令和7年7月9日（水）まで

3. 事務局

教育部社会教育文化財課

4. 募集の趣旨

人口減少・少子高齢化等により地域の歴史文化の継承が困難となりつつあるなか、文化財保護法の改正に基づき、地域総がかりで確実な文化財の継承を図っていくため、今後10年間の基本方針や基本施策を示す宍粟市文化財保存活用地域計画を策定します。

このたび、宍粟市文化財保存活用地域計画（案）がまとまりましたので、パブリックコメント（意見募集）を実施します。

5. 公表資料（別添参照）

（1）宍粟市文化財保存活用地域計画（案）

6. 閲覧場所及び閲覧時間

場 所	時 間
教育部社会教育文化財課	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
市民局まちづくり推進課	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
三方町出張所	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 （金曜日は、午後6時30分まで） （月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く）
市公式サイト	令和7年7月9日まで終日

7. 意見を提出できる人

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所または事業所を有する個人、法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する者
- ・市内に存する学校に在学する者
- ・その他パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

8. 意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

9. 意見書の提出方法

提出方法	提 出 先	
持 参	教育部社会教育文化財課	月～金曜日（祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
	市民局まちづくり推進課	
	三方町出張所	
	市立図書館	午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分 （金曜日は、午後 6 時 30 分まで） （月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く）
郵 送	教育部社会教育文化財課まで郵送してください。 〒671-2593 宍粟市山崎町山崎町中広瀬 133 番地 6 教育部社会教育文化財課 宛	
ファックス	0790-63-1063	
電子メール	shakaikyoiku-kk@city.shiso.lg.jp	
市公式サイト	意見入力フォームより送信してください。	

10. 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。
（氏名及び住所の記載がない場合は無効といたします。）
 - ・提出していただいたご意見に対して、個別に回答はいたしません。
 - ・ご意見に対する回答は、市のホームページに掲載して公表いたします。
- なお、ご意見を提出していただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開いたしません。